政令第二十三号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第五十一条及び第五十二条第一項の規定並びに同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年二月十七日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十四号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令

内閣は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十五条第二項、第四十六条並びに第五十二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（借入金の限度額）

第一条　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「法」という。）第十五条第二項に規定する政令で定める金額は、二百億円とする。

（休眠預金等代替金及び預金保険機構に犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の規定を適用する場合の技術的読替え）

第二条　法第四十六条の規定により犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項	預金口座又は貯金口座が犯罪行為に利用されたこと等	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第七条第一項の規定により同項の休眠預金等に係る債権が消滅したこと
	これらの口座に係る契約を解約しその資金を別段預金等により管理する措置がとられている	当該休眠預金等に係る預金口座又は貯金口座に係る契約が解約された
	第四条第二項第一号	
	払戻しを	支払を
	払戻しの訴え	支払の訴え
第五条第一項第二号	預金等	預金又は貯金
第五条第一項第五号及び第七号	払戻しの訴え	支払の訴え
第五条第四項	金融機関	金融機関又は預金保険機構
第十一条第一項第二号	預金等	預金又は貯金
第十一条第四項	金融機関	金融機関及び預金保険機構
第十二条第一項及び第二項	対象預金口座等に係る金融機関	預金保険機構
第十二条第三項	申請は、	申請は、対象預金口座等に係る金融機関又は
第二十五条第一項	対象預金口座等に係る金融機関	預金保険機構
	当該金融機関	預金保険機構
	当該対象預金口座等に係る金融機関	預金保険機構
第二十五条第二項	実施に関し	実施に関し金融機関に
第二十五条第三項	実施に関し過失	実施に関し金融機関に過失
第二十五条第四項	金融機関	金融機関又は預金保険機構
第三十条第一項	金融機関	金融機関及び預金保険機構
第三十二条		

（行政庁の権限のうち銀行等に係るものの委任等）

第三条　法第五十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下この項及び次項において同じ。）、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下この項において同じ。）、信用金庫、信用協同組合及び銀行持株会社等（法第四十二条第一項に規定する銀行持株会社等をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項、第三項及び第四項において同じ。）若しくは銀行代理業者等（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この項、第三項及び第四項において同じ。）又は銀行等の子会社（当該銀行等が銀行又は銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社である場合には同条第八項に、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社である場合には同法第十三条の二第二項に、信用金庫である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び第三項において同じ。）若しくは銀行等から業務の委託を受けた者（銀行代理業者等を除く。第三項において同じ。）に係るもの（長期信用銀行に対する法第二条第四項第二号の認可を除く。）は、当該銀行等又は銀行代理業者等の本店又は主たる営業所若しくは事務所（第三項及び第四項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限（同号の認可を除く。）を行使することを妨げない。